

投票・開票日は3月28日(日) 音更町長選挙および 音更町議会議員補欠選挙

4月9日の任期満了に伴う音更町長選挙および音更町議会議員補欠選挙が3月28日に行われます。この選挙は、私たちの意思を町政に反映させる大切な機会であり、音更町をより良いまちにするための重要な選挙です。今月号では説明会、立候補届出の事前審査および選挙制度の改正についてお知らせします。なお、投票所や投票方法などの詳細については広報おとふけ3月号でお知らせします。

告示日(立候補届出受付) 3月23日(火)

期日前投票期間 3月24日(水)～27日(土)の4日間

説明会および立候補届出の事前審査について

選挙管理委員会は、立候補予定者と選挙運動員に対する説明会および立候補届出の事前審査を次の日程で開催します。

立候補予定者等説明会

立候補に関する各種説明のほか、立候補に必要な書類を配布します。

▷と き 2月26日(金)

- 町長選挙…午前9時30分から
- 町議会議員補欠選挙…午後1時30分から

▷ところ 役場庁舎3階307会議室

立候補届出事前審査

告示日に立候補届出をスムーズに完了し、選挙運動を早く開始できるように、事前審査を行います。

▷と き 3月13日(土)

- 町長選挙…午前9時30分から
- 町議会議員補欠選挙…午後1時30分から

▷ところ 役場庁舎3階307会議室

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いずれも1候補当たりの出席者は2人以内とし、必ずマスクの着用をお願いします。

※役場東側入り口からお入りいただき、中央エレベーターまたは中央階段をご利用ください。

「三ない運動」の徹底を

選挙期間中に限らず、現職の政治家、候補者やこれから立候補しようとする人が、選挙区内の人に対してお金や物品などの寄附をすることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

私たち有権者一人ひとりが自覚を持つことが大切です。贈らない・求めない・受け取らないの「三ない」を徹底し、明るい公正な選挙を実現しましょう。

贈らない・求めない・受け取らない
三ない運動で明るい選挙



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

選挙制度の改正について

公職選挙法の一部改正により、3月28日執行の音更町長選挙および音更町議会議員補欠選挙から、次の点が変更となります。詳細については、2ページに記載した立候補予定者等説明会で説明します。

町議会議員選挙における供託金制度導入

※供託金とは…立候補の届け出をするために事前に法務局へ預けなければならない一定額の金銭などのこと

町長選挙に導入されている供託金制度が、町議会議員選挙にも導入されます。

▷ 供託金の額

- 町長選挙…50万円
- 町議会議員選挙…15万円

※選挙の結果、一定の得票数に達しなかったとき、供託金は没収されます。

▷ 供託物没収点

- 町長選挙…有効投票の総数 ÷ 10
- 町議会議員選挙…有効投票の総数 ÷ 議員定数20 ÷ 10

※有効投票の総数とは、各候補者の得票数を全て加えた数です。



町議会議員選挙における選挙運動用ビラ頒布の解禁

※選挙運動用ビラとは…選挙運動の期間において、宣伝のため不特定多数の人に配る印刷物のこと

町長選挙で認められている選挙運動用ビラの頒布が、町議会議員選挙でも解禁されます。

▷ 選挙運動用ビラの枚数

- 町長選挙…5,000枚
- 町議会議員選挙…1,600枚

※2種類以内で、大きさには制限があります。また、選挙管理委員会が交付した証紙を貼らなければ頒布できません。頒布の方法は、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所に限られます。

町議会議員選挙および町長選挙における選挙運動費用の公費負担

候補者の選挙運動費用の負担を軽減し、多様な人材が立候補しやすい環境を整えるため、次の選挙運動費用の一部について、条例で定める金額を上限として町が負担します。

①新たに公費負担となる費用

- 選挙運動用自動車を使用する費用

次のいずれかの方式によります。

- (1)ハイヤー方式…一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー会社など）と運送契約を締結する方式
- (2)レンタカー方式…自動車の借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用をそれぞれの事業者などと個別に契約を締結する方式

- 選挙運動用ビラを作成する費用
- 選挙運動用ポスターを作成する費用

②公費負担の条件

- 供託金が没収されないこと
- それぞれ有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ること

③支払方法

選挙終了後、事業者などからの請求に基づき、町が事業者などの口座に直接支払います。

候補者が供託金を没収された場合は、公費負担の対象外となり、町に請求することはできないため、事業者などは候補者に請求することになります。

問合せ 音更町選挙管理委員会事務局（内線234）

資源集団回収を始めてみませんか

町は、町内会や老人クラブ、子ども会、スポーツ少年団などの団体が協力して行う資源回収に対し、回収量に応じて奨励金を支給しています。

資源集団回収は、ごみ分別の意識向上と地域のコミュニティづくりのほか、団体の活動資金づくりにも役立ちます。資源集団回収を始めてみませんか。

▷資源とは 家庭から排出される資源ごみのうち、再生利用できる紙類、缶類、びん類をいいます。

※事業所が排出するものは対象外です。

▷資源集団回収の進め方

①総会や役員会などで話し合い

各団体の総会や役員会などで資源集団回収を始めることが決まったら、活動方法について次のことを確認してください。

○どのくらいの頻度で行うか

月何回、年何回などの回収計画を立ててください。

○どこに集めるか

集積場所を決めてください。集積場所は分かりやすく、交通の妨げにならない場所を選んでください。

○担当者を誰にするか

担当者を決めてください。また、団体内で手伝いなどの役割分担を決めましょう。

※活動の取り組みについては十分に話し合うことが大切です。地域や団体の特性にあった無理のない方法を決めてください。

○回収業者をどこにするか

回収業者は、次の資源回収協力業者から選定し、日時・場所・方法などを相談してください。

- ・音更環境管理センター（音更町木野大通東13丁目3番地6、☎30-6000）
- ・紙商中河（帯広市西24条南2丁目5番地、☎37-3184）
- ・(有)清野商店（帯広市西15条南1丁目2番地2、☎34-6371）
- ・高橋古物店（音更町大通12丁目1番地、☎42-2227）
- ・(有)タナベ（帯広市西23条北4丁目1番地2、☎67-1123）

- ・所商事（帯広市東10条南3丁目1番地、☎23-7629）
- ・(有)中河商店（帯広市西22条北1丁目5番地、☎37-7788）
- ・(有)ハッピー商会（帯広市西25条北2丁目2番地、☎37-6288）
- ・マイニチリサイクル（音更町新通12丁目9番地、☎090-3899-3366）
- ・マルハチ清掃(株)（帯広市西21条北1丁目3番地、☎37-6888）
- ・(株)もっかいトラス 帯広営業所（帯広市西20条北1丁目6番地14、☎36-8436）
- ・(有)岩野商事（幕別町札内みずほ町326-29、☎55-6711）

②活動団体として登録

活動を始める前に、役場環境生活課環境生活係へ「資源回収団体登録申請書」を提出し、団体の登録をしてください。

登録申請書は役場環境生活課に備えてありますので、奨励金を受け取る団体の口座番号（個人口座は不可）と代表者の印鑑を用意し、窓口へお越しください。

③団体内への周知

多くの人に参加してもらえるよう団体内へ回覧板やチラシなどにより、回収日時、集積場所、出し方（対象品目）などを周知してください。

④回収業者への資源物引き渡し

回収業者へ資源物を引き渡す際は、団体担当者が立ち会って数量などの確認を行い、資源物の売却代金を受け取ってください。

また、回収量に応じて町から奨励金が支給されますので、引き渡しの際は必ず決められた様式の「実施報告書」に数量などを記入し、双方署名押印の上、役場環境生活課へ提出してください。

⑤奨励金の支払い

奨励金は、1月から12月にかけての活動に対し、翌年の2月末にまとめて登録された口座に振り込みます。

奨励金の額は、回収業者への引き渡し量1kg当たり5円です。

問合せ先 役場環境生活課環境生活係（内線562）

役場庁舎耐震改修・増築工事が完了しました

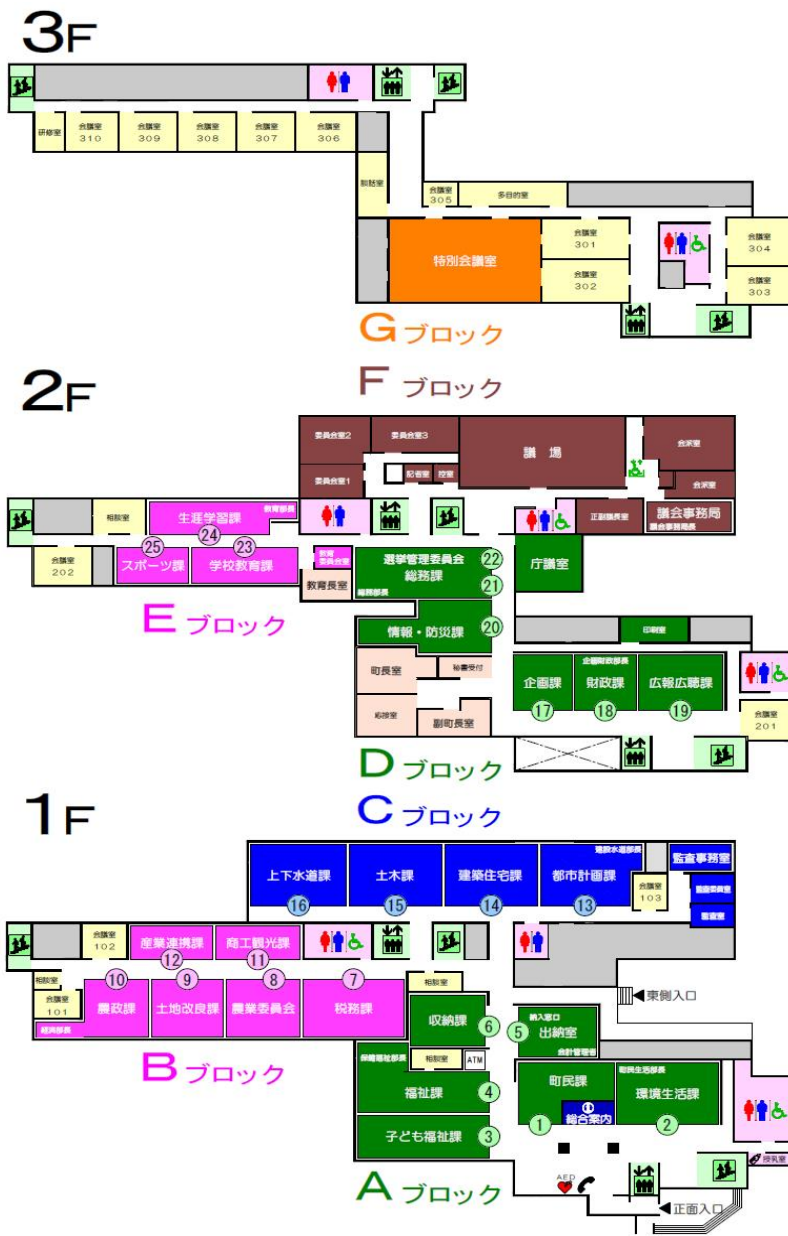
平成30年6月から約2年半にわたって実施していましたが、令和2年12月1日に無事完了しました。

昭和52年に建設された役場庁舎は、平成24年に実施した耐震診断の結果、複数の階で耐震性が不足していることが分かりました。また、屋上防

水や設備機器、配管などの更新が必要な一方で、柱や梁はほぼ劣化が見られず、強度も十分であるため、耐震改修および増築を行うこととし、平

成30年6月から約2年半にわたって工事を実施しました。期間中は庁舎内を迂回していただくなど、皆さんには大変ご不便をおかけいたしました。ご協力いただき、ありがとうございました。

各部署の配置については、左記の庁舎案内図のとおりです。用件のある部署の場所が分からない場合は、総合案内窓口や近くの職員に、お気軽にお尋ねください。
問合先 役場総務課庶務係
(内線232)



庁舎完成を記念して落成式を開催しました

12月22日の開庁時間前に、役場庁舎正面玄関ロビーにおいて落成式を開催し、来賓や工事関係者が参列しました。

町長は「こうして無事に工事が完了し、完成を祝えるのは、ご協力いただいた皆さんのおかげです。事故無くこの良き日を迎えることができたことに感謝しています」とあいさつ。また、建築工事を担当した事業者を代表して、株式会社高橋

を代表して、株式会社高橋

組代表取締役の高橋勇雄さんが「無事に施工できたことに歓喜しています。町民に愛される庁舎になってほしい」とあいさつしました。

式では、設計や施工を担当した事業者に感謝状を贈呈したほか、関係者6人でくす玉を開いて庁舎の完成を祝いました。

※くす玉開披の写真撮影時以外は、マスクの着用など感染症対策を考慮して実施しました。



▶事業者へ感謝状の贈呈



▶完成を祝うくす玉開披